

令和8年第1回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

令和8年第1回中空知広域水道企業団議会定例会

令和8年2月17日（火） 滝川市役所10階議会議場

午後1時54分 開会

午後2時35分 閉会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告第1号 例月現金出納検査報告について

日程第5 議案第1号 令和8年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算

日程第6 議案第2号 中空知広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第3号 中空知広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第4号 議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 一般質問

○出席議員 13名

1番 寄谷猛男君	2番 好川章君	3番 藤田哲也君
4番 堀重雄君	5番 柴田文男君	6番 多比良和伸君
7番 辻勲君	8番 武田真君	9番 山下克己君
10番 本田加津子君	11番 松井敬道君	12番 森岡新二君
13番 星厚早君		

○欠席議員 0名

○説明員	企業長	前田康吉君	副企業長	飯澤明彦君
	副企業長	柴田一孔君	副企業長	三本英司君
	参与	中島純一君	監査委員	宮崎英彰君
	監査委員	山口俊哉君	企業局長	原田暢裕君
	監査事務局長	菊田健二君	営業課長	田村拓也君
	営業課主幹	江末孝之君	工務課長	吉尾一彦君
	滝川営業所長	辻本一浩君	砂川営業所長	馬場修二君
	歌志内営業所長	佐渡憲博君	奈井江営業所長	加藤一之君
	営業課課長補佐	谷口誠君	工務課課長補佐	中森大地君
	工務課課長補佐	早坂彰彦君	工務課係長	真鍋進吾君
	工務課係長	佐藤純平君	営業課主任主事	松本憲英君
	営業課主任級主事	山本雄貴君		

○会議事務従事者 議会事務局長 加藤和久君
事務局長書記 齊藤裕也君

◎開会・会議宣言		開会時間午後1時54分
○議	長	ただいまより、令和8年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を開会します。
○議	長	ただいまの出席議員は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うこととします。
○議	長	日程第1 「会議録 署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において、1番寄谷議員、12番森岡議員を指名いたします。
○議	長	日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 今定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定しました。
○議	長	日程第3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。 (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業 長	長	本日、令和8年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。 議員の皆さまにご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思いますが、1点につきまして、口頭でご報告させていただきます。 水道水の供給状況でございます。 令和7年11月から令和8年1月までの有収水量につきまして、132万2千727立方メートルとなり、令和7年度における同期間の有収水量と比較いたしますと、98.52%となっております。 口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願いたします。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。 (なしの声あり)

○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これを持ちまして、行政報告を終わります。</p>
○議	長	<p>日程第4 報告第1号「例月現金出納検査報告について」を議題とします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結します。 報告第1号は、報告済みといたします。</p>
○議	長	<p>日程第5 議案第1号「令和8年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企 業 長	長	<p>令和8年第1回中空知広域水道企業団議会定例会の開会に当たり、新年度予算案の大綱についてご説明申し上げます。</p> <p>本予算においては、当企業団の水道事業経営の基本である「水道事業ビジョン」などの各種計画に基づき予算編成を行いました。</p> <p>コロナ禍を乗り越え社会経済活動の正常化が進展する一方で、人件費の上昇をはじめ、水づくりのための経費である動力費や資材費などへの物価高騰の影響が続いています。</p> <p>また、令和8年度からは環境省より有機フッ素化合物(PFAS)のうち健康に対する影響が指摘されるPFOSとPFOAに関する水質検査について3か月に1回を基本とする水質基準に格上げされるなど、水道行政を取り巻く環境は、この数年で大きく変化しております。更には、引き続き給水人口の減少に伴う給水収益の減少傾向の中、当企業団の経営環境は厳しさを増していますが、住民の皆様に安全で安心な水を安定してお届けすることが水道事業者としての使命であり、当企業団職員一人一人が生活インフラを守る重要な役割を担っていることを改めて強く自覚するとともに、限られた財源を効果的に活用しながら事業を推進してまいります。</p> <p>昨今、全国的に水道施設や管路等の老朽化による事故が多発し、施設の更新需要の増大が喫緊の課題とされています。加えて、地震等に伴う大規模・長期間にわたる断水被害など激甚化する自然災害への備えも求められ、当企業団におきまして</p>

	<p>も、構成団体や関係機関等と連携を図りながら、保有資産の更新及び改修等を計画的に進め、住民皆様の安全な暮らしの持続に努め、水道事業者としての責務を果たしてまいります。</p> <p>令和8年度予算における主な内容としましては、収入の根幹となる給水収益については、前年度比1.1パーセント程度の減となる14億3,918万円を見込み、施設整備費については、良質な水づくりが持続し、水道利用者に安定供給できるよう、各地区合計30か所、3,724メートルに及ぶ配水管整備を行うほか、沈澱池傾斜板更新工事をはじめとする2か所の施設整備を行う予定です。また、次期計画期間に向けた計画作成の基礎資料とするため、アセットマネジメント策定業務を委託する予定であります。</p> <p>それでは、はじめに、収益的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、営業収益を15億3,885万円、営業外収益を1億3,375万円計上し、総額16億7,260万円を見込んだところであります。</p> <p>支出は、営業費用を16億2,632万円、営業外費用を8,608万円、特別損失28万円、予備費を280万円計上、支出総額17億1,548万円を見込んでおり、収支差引としては4,288万円の損失となる見込みであります。</p> <p>次に資本的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、企業債を1億5,000万円、出資金を521万円、国庫補助金を3,108万円、補償金を910万円計上し、収入総額1億9,539万円を見込んだところであり、支出は、建設改良費を6億4,486万円、企業債償還金を3億5,444万円、国庫補助金返還額127万円、予備費を200万円計上し、支出総額10億257万円を見込んでおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額8億718万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等をもって補填することとしています。</p> <p>以上、令和8年度水道事業の予算大綱について申し上げましたが、詳細につきましては、担当より説明申し上げますので、住民の皆様、企業団議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(企業局長挙手)</p> <p>局長。</p> <p>議長</p> <p>局長</p> <p>議案第1号「令和8年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開き願います。第1条は、総則でございます。</p> <p>第2条は、業務の予定量でございます。総給水量、536万2千立方メートル、1日平均給水量1万4千690立方メートル、給水戸数2万9千875戸を予定しております。主な建設改良事業につきましては、配水管更新工事、及び浄水場設備更新工事などの施設整備費としまして4億7千237万2千円、水道メーターの新設、及び交換に要する量水器費としまして1億5千969万9千円を予定しております。</p> <p>第3条は、「収益的収入及び支出」でございます。「収入」では、第1款、水道事業収益、第1項、営業収益から第3項、特別利益までの合計で16億7千259万7千円を予定しております。「支出」では、第1款、水道事業費用、第1項、営業</p>
--	--

費用から第4項、予備費までの合計で、17億1千547万9千円を予定したところでございます。

第4条は、「資本的収入及び支出」でございます。「収入」では、第1款、資本的収入、第1項、企業債から第4項、補償金までの合計で、1億9千539万3千円を予定したところでございます。

2ページをお開きください。

「支出」では、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から第4項、予備費までの合計で、10億257万9千円を予定したところでございます。

1ページにお戻り願います。

第4条の文中にありますように、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額8億718万6千円については、当年度分、損益勘定留保資金などで補填したいとするものでございます。

再度2ページをお開きください。

第5条の企業債では、起債の目的とする施設整備事業の財源としまして、1億5千万円の借入を限度額と定めるほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を2億2千万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、及び営業費用と営業外費用の経費の流用について、できることを定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費を職員給与費2億4千906万8千円、及び交際費10万円と定めるものでございます。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を7千778万円と定めるもので、量水器の購入費でございます。

3ページをお開きください。

「予算実施計画」でございます。3ページは「収益的収入及び支出」、4ページは「資本的収入及び支出」でございます。詳細につきましては、予算明細書でご説明申し上げますので、お目通し願います。

5ページをお開きください。

「キャッシュフロー計算書」でございます。令和8年度期末の資金残高は一番下段に記載のとおり、11億6千772万1千円を予定しております。

次に6ページから9ページまでは、所定の様式により「給与費明細書」でございますのでお目通し願います。

なお、会計年度任用職員を除く職員数については、令和7年度と同じく23名を予定しております。

10、11ページについては、「令和8年度予定貸借対照表」で利益剰余金につきましては、11ページ下から4段目になりますが、期末で14億9千824万円を予定しております。

12、13ページについては、「令和7年度予定貸借対照表」でございますのでお目通し願います。

14ページをお開きください。

「令和7年度予定損益計算書」でございますのでお目通し願います。

15ページに移りまして、「予算明細書」です。主なものについてご説明申し上げます。「収益的収入及び支出」の「収入」でございます。1款、水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益、14億3千918万円については、前年比

1. 1%の減で見込んでおります。2目、受託工事収益については特段申し上げることはございません。3目、その他営業収益、前年比9.1%の増については、水質検査の受託が1自治体増えたことにより水質検査手数料が増となったこと、などによるものです。2項、営業外収益、3項、特別利益については特段申し上げることはございません。

16ページをお開き下さい。

「支出」でございます。1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、議会及び監査費につきましては特段申し上げることはございません。2目、原水及び浄水費、3億7千408万2千円については、主に浄水場の運転管理に係る経費ですが、前年比4.1%の増となりましたのは、有機フッ素化合物が来年度4月より水質基準項目に追加されたことに伴う検査委託料の増などによるものでございます。

17ページに移りまして、3目、配水及び給水費、1億4千86万6千円については、前年比2.5%の減で、3か年目となる歌志内第一配水池改修工事に伴う工事請負費の減などが主な要因でございます。4目、受託工事費につきましては特段申し上げることはございません。

18ページをお開き下さい。

5目、業務費、1億6千650万4千円については、水道料金の賦課徴収に係る人件費及びメーター検針委託料などの経費でございます。6目、総係費、9千197万2千円については、総務担当の人件費及び各営業所設置に対する負担金などの経費ですが、前年比33.9%の増となりましたのは、次期計画期間に向けた各種計画の策定にあたり、アセットマネジメント策定業務委託料を計上したことが増となった主な要因でございます。

19ページに移りまして、7目、減価償却費、8目、資産減耗費につきましては特段申し上げることはございません。2項、営業外費用、3項、特別損失、4項、予備費につきましても、特段申し上げることはございません。

20ページをお開き願います。

「資本的収入及び支出」について、ご説明申し上げます。最初に「収入」でございます。1款、資本的収入、1項、1目、企業債、1億5千万円については、前年と同額を見込んでおります。2項、出資金につきましては、企業団統合前の構成団体から引き継いだ起債償還に当たる分でありますが、今予算に計上したもので終了となります。3項、国庫補助金、4項、補償金については、いずれも対象となる工事により前年比増となるものでございます。

21ページに移りまして、「支出」でございます。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費、4億7千237万2千円については、前年比25.3%の減で、委託料の皆減のほか、工事請負費の減が主な要因でございます。なお、工事請負費の内訳は説明欄に記載しておりますのでお目通し願います。2目、量水器費、1億5千969万9千円については、検満・新設量水器の取替委託料及び材料費ですが、前年比16.2%の増となりましたのは対象台数の増によるものでございます。

22ページをお開き願います。

3目、固定資産取得費、1千279万7千円については、光回線への切換えに伴う電話主装置のほか、公用車両1台などの購入費でございます。2項、企業債償還金につきましては特段申し上げることはございません。3項、1目、国庫補助金返還金127万円は、令和6年度に実施した滝川第一配水池系基幹管路更新工事に係る国庫補助金について、補助金交付要綱に基づき仕入れ控除税額に相当する金額

		<p>を国庫へ返還するものでございます。4項、予備費につきましては、特段申し上げることはございません。</p> <p>23ページは、財務諸表における会計処理の基準、及び、手続を明確化した注記表でございます。</p> <p>以上で、議案第1号「令和8年度 中空知広域水道企業団水道事業会計予算」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終結します。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結します。</p>
○議	長	<p>これより、議案第1号を採決します。</p> <p>本案を可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第6 議案第2号「中空知広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業局長挙手)</p>
○議	長	<p>局長。</p>
○局	長	<p>ただいま上程されました、議案第2号「中空知広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>この議案は、「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年6月24日に公布され、この法改正に伴って生じた条ずれに係る文言整理を行うため、本条例を改正したいとするものでございます。</p>

		<p>改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第2号参考資料をご覧ください。</p> <p>第5条につきまして、現行の「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改正するものです。附則は施行期日について、になりますが、改正法に規定されている、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日である、令和8年9月24日から施行したいとするものでございます。</p> <p>以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結します。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結します。</p>
○議	長	<p>これより、議案第2号を採決します。</p> <p>本案を可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第7 議案第3号「中空知広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業局長挙手)</p>
○議	長	<p>局長。</p>
○局	長	<p>ただいま上程されました、議案第3号「中空知広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>令和5年6月16日公布の、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律第44条により行政</p>

		<p>手続法が改正されました。デジタル規制改革一括法は、デジタル技術の進展を踏まえ、その効果的な活用の妨げとなっている規定、いわゆるアナログ規制の見直しを行うものでございますが、本議案は、この法改正に伴い、関係条例においても所要の整備を行うため改正したいとするものでございます。改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第3号参考資料をご覧ください。</p> <p>第15条は「聴聞の通知の方法」に関する規定ですが、第3項では、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における通知を「公示の方法」に改め、第4項では、公示の方法による通知について、その方法として、従来どおり事務所の掲示場への掲示、または、新たに事務所に設置した電子計算機の映像面により公示事項が記載された書面を不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を講ずることによって行うものとし、後段では、その効果について、措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすことを定めるものです。</p> <p>第16条は「代理人」に関する規定、第22条は「続行期日の指定」に関する規定、第29条は「聴聞に関する手続の準用」に関する規定ですが、いずれも第15条の改正に伴う所要の文言整理です。</p> <p>次に、附則について、でございます。第1項の施行期日につきましては、デジタル規制改革一括法附則第1条第2号に規定されている、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日である、令和8年5月21日から施行したいとするものでございます。第2項は、条例施行日より前に行われた通知については、「なお従前の例による」こととする経過措置であります。</p> <p>以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結します。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結します。</p>
○議	長	<p>これより、議案第3号を採決します。 本案を可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

		よって、議案第3号は可決されました。
○議	長	日程第8 議案第4号「議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (企業局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	ただいま上程されました、議案第4号「議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しなどを行うため、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年5月15日に公布され、旅費種目の名称や位置付けの変更に加え、旅費種目の新設や支給方法等の見直しなどの改正が行われたところです。 当企業団職員におきましても、旅費に関する規定を定めた「企業職員等の旅費に関する規程」の改正を行うこととしておりますが、本議案は、この規程改正に合わせ、関係する条例である「議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例」についても所要の整備を行うため改正したいとするものでございます。 改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第4号参考資料をご覧ください。 第3条は「費用弁償の額及び支給方法」に関する規定ですが、後段ただし書きを削除し、同条中で「企業職員等の旅費に関する規程」の例によるとされていることから、改正規程の中でただし書き部分を同様の内容として整理したいとするものであります。 次に、附則につきまして、この条例は令和8年4月1日から施行したいとするものでございます。 以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結します。
○議	長	これより討論に入ります。討論ありませんか。 (なしの声あり)

○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結します。</p>
○議	長	<p>これより、議案第4号を採決します。 本案を可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第9 これより、一般質問を行います。配布しております資料の順に従って行っていただきます。</p> <p>なお、質問は一问一答方式で、15分以内の持ち時間制により、行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに、要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項に渡らないようご留意願います。</p> <p>(堀 議員挙手)</p>
○議	長	堀 議員。
○堀	議員	<p>それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>まず、一つ目といたしまして、水道管の維持管理について、全国各地で先ほど企業長からお話がありましたが、水道や下水道の老朽化が懸念されております。一般的に水道管の寿命が40年であると聞いておりますが、企業団の老朽度合はどの程度なのか。また、それに対応すべく水道管の点検や更新は予定通りできているのかお伺いします。</p>
○議	長	<p>堀 議員の質問に対する答弁を求めます。</p> <p>(工務課長挙手)</p>
○議	長	工務課長。
○工務課長	長	<p>ただいま議員からご質問がありました水道管の老朽化の度合い並びに水道管の点検や更新をできているかという質問なんですけれども、まず、老朽化の現状についてお話ししたいと思います。</p> <p>ご指摘の40年は地方公営企業法施行規則に基づく法定耐用年数であり、一律に更新時期を規定するものではございません。当企業団が管理する取水管から配水管までの総延長は 令和6年度末で約830.1kmですが、このうち法定耐用年数40年を経過した管路は約214.5km、率にして25.8%が経年管となっております。ちなみに、令和5年現在ですけれども、給水人口5万人以上10万人未満の事業体の平均値は23.19%となっております。</p>

		<p>続きまして、点検・維持管理についてですけれども、これらの施設については、浄水場の中央監視装置による24時間体制の漏水監視に加え、企業団の点検規定に基づき、特に劣化した場合のリスクが高い水道管や橋梁添架管を中心に定期的な巡回点検を実施し、異常が確認された際は速やかに修繕を行うなど、事故の未然防止に努めております。</p> <p>最後に、更新計画の進捗と今後の方針について、水道管の更新につきましては、平成30年度策定の管路更新計画に基づき進めております。ここでは、法定耐用年数のみに依存せず、ダクタイル鋳鉄管やポリエチレン管といった管種ごとの特性などを勘案し、独自の目標耐用年数を定めた判定基準を設定することで、効率的な更新を図っております。</p> <p>進捗状況につきましては、上位計画である平成31年度から令和10年度までの経営戦略に掲げた事業量に対し、昨今の人件費や資材価格の高騰が大きな制約となっております。そのため、すべての計画を当初の予定通り実施できているわけではございませんが、漏水リスクや断水時の社会的影響が大きい重要路線を優先するなど、今後も、限られた財源の中で施設の安全性を確保するためメリハリをつけた整備を行ってまいります。以上です。</p>
		(堀 議員挙手)
○議	長	堀 議員。
○堀	議員	はい、よろしくお願いします。 次に、経営見直しについて伺います。経営戦略を10年計画で策定しているということですが、近年の社会情勢の変化は激しく、将来を見通したときに、経営状態を維持できるのかどうか、それについて伺います。
○議	長	堀 議員の質問に対する答弁を求めます。
		(局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	<p>私から2点目の経営見直しについて答弁申し上げます。現在進行中の経営戦略は令和元年度から令和10年度までの10年間の計画で、来年度が8年目となりますが、会計運営については、この経営戦略の収支計画に基づいて進めています。この当初計画においては、令和2年度に水道料金6%の引き上げを行い、令和11年度までの10年間は維持をする。後年の令和9年から10年度の2年間、収益的収支は赤字となるものの、それまでの剰余金など内部留保資金を活用しながら乗り切り、計画期間最終の現金残高を12億円程度確保して次期計画へ移行する、ということを中心内容としていました。その後、令和6年度に経営戦略の中間見直しを行っております。中間見直しでは、物価や人件費、工事資材費高騰の影響を受け、とりわけ、動力費の高止まりの影響が大変大きく、その結果、2年前倒しの令和7年度から収益的収支が赤字となり、現時点では最終の現金残高も10億円程度まで縮小する見込みではありますが、当初計画のとおり令和11年度までは現行料金を維持したまま、安定したサービスの提供が可能であると見込んでいます。</p> <p>また、将来にわたり安定した経営基盤を構築するため、来年度から次期料金改定検討に向けた前段となる各種計画等の策定に着手することとしています。</p>

<p>○堀 議員</p> <p>○議 長</p>	<p>まずは、令和8年度に「アセットマネジメント計画」の策定を行い、老朽化する管路や施設の更新を中長期的な視点で最適化するとともに、その後も各種計画の策定を行う予定としております。令和11年度からの次期経営戦略においては、アセットマネジメント計画による投資の最適化の成果を反映させるとともに、無駄な経費を生まない自助努力や水道料金以外の収入確保対策など経営努力を継続し、令和12年度に見込まれる料金改定の検討も含め、将来世代へしっかりと引き継げるよう、持続可能な事業経営を目指し取り組んでまいります。</p> <p>終わります。</p> <p>以上をもちまして、堀 議員の質問を終了いたします。 これをもちまして「一般質問」を終了します。</p> <p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了しました。 これをもちまして、令和8年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。</p>
--------------------------	--

閉会午後2時35分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員